

防整技第2218号  
令和2年3月31日

各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
殿

整備計画局施設技術管理官  
(公印省略)

週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正、工事成績評定等について(通知)

標記について、週休2日制工事の試行について(防整施第2217号。令和2年3月31日)別紙「週休2日制工事の試行実施要領」の5、7及び9の整備計画局施設技術管理官の別に示す事項を別紙のとおり定め、令和2年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので、通知する。

なお、週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正、工事成績評定等について(防整技第6423号。30.4.20)は令和2年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局施設管理課長、地方協力局提供施設課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局管理部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正、工事成績評定等について

## 1 工期の設定

発注者指定型における各建設工事に係る工期の設定は、以下に留意して行うものとする。

### (1) 工期設定の検討方法

建築及び設備工事においては、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」、土木工事においては標準歩掛等に基づく「土木工事積算システム」を利用する場合は、過去の類似工事实績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

### (2) 適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃期間等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとし、降雪、出水期等の作業不能日についても適宜設定を行うものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、90日間を最大として、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は20日間を最大として必要な日数を設定する。

### (3) 後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

## 2 工事費の補正

### (1) 積算方法（発注者指定型）

#### ア 建築・設備工事

当初の予定価格から、下表の労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し工事費を積算する。

また、交通誘導警備員等の労務単価についても同様に補正する。

なお、施工後の現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、当初補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。

労務費 (複合単価)	市場単価等
1.05	付紙

#### イ 土木工事

当初の予定価格から、下表の労務費等を補正し工事費を積算する。

また、交通誘導警備員等の労務単価についても同様に補正する。ただし、市場

単価については、労務費の補正の対象としない。

なお、施工後の現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、当初補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。

労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
1.05	1.04	1.04	1.06

(2) 積算方法（受注者希望型）

ア 建築・設備工事

現場閉所の状況を確認後、あらかじめ契約図書に示された下表の現場閉所状況に応じて、労務費（工事の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し請負代金額の変更を行うものとする。

また、交通誘導警備員等の労務単価についても同様に補正する。

なお、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

現場閉所状況	労務費	市場単価等	備考
4週8休以上	1.05	付紙	現場閉所率（28.5%（8日/28日）以上）
4週7休以上8休未満	1.03		現場閉所率（25%（7日/28日）以上28.5%未満）
4週6休以上7休未満	1.01		現場閉所率（21.4%（6日/28日）以上25%未満）

イ 土木工事

現場閉所の状況を確認後、あらかじめ契約図書に示された下表の現場閉所状況に応じて、労務費等を補正し請負代金額の変更を行うものとする。

また、交通誘導警備員等の労務単価についても同様に補正する。ただし、市場単価については、労務費の補正の対象としない。

なお、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

現場閉所状況	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率	備考
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06	現場閉所率（28.5%（8日/28日）以上）
4週7休以上8休未満	1.03	1.03	1.03	1.04	現場閉所率（25%（7日/28日）以上28.5%未満）
4週6休以上7休未満	1.01	1.01	1.02	1.03	現場閉所率（21.4%（6日/28日）以上25%未満）

### 3 工事成績評定

週休2日を達成できた場合は、工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）の施工体制、施工状況について、週休2日制工事の取り組み状況を適正に評価し加点するものとする。また、同要領「付紙第1」「属紙第1-1 考查項目別運用表（公共建築工事）」及び「付紙第5」「属紙第1-2 考查項目別運用表（土木工事）」の2. 施工状況Ⅱ. 工程管理のその他については、評価対象として加点し、理由欄には「週休2日制の達成」を記入するものとする。

なお、週休2日制を達成できなかった場合は、評価対象とするが、加点は行わないものとする。

### 4 その他

#### (1) 工事特記仕様書への記載

工事特記仕様書には、以下を記載するものとする。

○1 本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事である。

#### 2 週休2日の考え方

(1) 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

(2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### 3 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

(1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

(2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務

所の設置等の「施工準備期間」

(3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

(4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

#### 4 工事工程の共有

(1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

(2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

(3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

(4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

#### 5 現場閉所の達成状況及び精査

##### (1) 発注者指定型の場合

現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち建築・設備工事については労務費、土木工事については各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は現場説明書による。）

##### (2) 受注者希望型の場合

現場閉所の達成状況に応じ、請負代金額のうち労務費等の補正分を増額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費等の補正分は現場説明書による。）

なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

#### 6 アンケート調査

試行対象工事においては、週休2日の達成状況や達成できなかった場合の要因を把握するため、別途アンケート調査を行うので協力するものとする（受注者希望型における週休2日の実施を希望しない受注者については、希望しない理由を把握する。）。

#### (2) 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設技術管理官（各技術班）と協議するものとする。

## 市場単価等

市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）は、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」（国営積第10号。令和2年3月31日）により基準単価を補正する。

なお、補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。